

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年2月13日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月14日

大磯町長 中 崎 久 雄

(理由)

相手方に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため。

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 損害賠償額 1,200,000円（人身事故）
- 賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 事故の概要 令和元年7月26日午後2時30分頃、庁舎外での作業終了後役場へ戻るため、大磯東小磯1号線から町道幹線12号線へ右折して合流しようとしたところ、左右の安全確認が不十分であったため、国道1号から町道幹線12号線を通して大磯駅方面に直進進行中の相手方の軽自動車と衝突した。
- 対応の経過 令和元年7月26日 事故発生
令和元年11月2日 示談締結（物損事故）
令和元年11月6日 専決処分（物損事故）
令和元年12月3日 専決処分の議会承認（物損事故）
令和2年1月8日 示談締結（人身事故）